審查決定報告書

建設企業委員会

令和5年第2回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第51号ほか4件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、6月22,23日に委員会を開催し、慎重に審査 を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下,審査の概要を申し上げますと,

1 議案第51号 水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条 例の一部を改正する条例

本案は、県庁南地区地区計画の都市計画決定に伴い、区域内における建築物の制限について、関係規定の整備を行うものであり、制限の内容及び既存建築物への影響について、区域内の雨水排水対策について、通学路の安全対策等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「地域住民の安全で快適な住環境整備に向け、各部署が連携を取りながら、効果的な対策を実施されたい」、「宅地化の進展は、税収の増加にもつながることから、将来的な都市の発展に資する計画となるよう留意されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第52号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例

本案については、遊具や防火水槽の設置基準等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「市民が安全に児童遊園を利用できるよう、指定管理者の現状を踏まえ、維持管理体制の強化に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第54号 市道路線の認定及び廃止について

本案については、内原8-3152号線の移管の理由について、上市269 号線の廃止後の用途等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成 多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 議案第56号 都市計画道路3・3・2号中大野中河内線(松が丘工区) 橋梁上部工製作工(上り線)工事請負契約の変更について

本案は,工事材料の価格変動を踏まえ,契約金額の変更を行うものであり,

材料費増額の要因等について,種々質疑応答を重ねた後,採決の結果,全会一致をもって,原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第53号 指定管理者の指定について(児童遊園)についても、執行部から説明を受けた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第51号,議案第52号,議案第53号,議案第54号,議案第56号 以上,原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和5年6月27日

水戸市議会議長 大 津 亮 一 様

建設企業委員会 委員長 綿 引 健